

## 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律等の施行に関する事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号。以下「法」という。）及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び省令において使用する用語の例による。

### (知事が必要と認める図書)

第3条 省令第64条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 個人情報の取扱い合意書（様式第1号）
- (2) 特例畜舎等以外の畜舎等に係る畜舎建築利用計画が法第3条第3項第4号に適合するものであることについて、建築基準法第77条の21に規定する指定確認検査機関の確認を受けている場合は、そのことを証する図書及び省令別表第1に掲げる図書
- (3) し尿浄化槽を設置する場合は、浄化槽法第5条第4項ただし書きの規定による通知の写し

### (知事が不要と認める図書)

第4条 省令第64条第2項に規定する知事が不要と認める図書は、省令別表第2から第8までの各項に掲げる図書とする（前条第1項第2号に掲げる図書を添付する場合に限る。）。

### (接道の認定)

第5条 特例畜舎等に係る省令第48条第2項の規定による認定を受けようとする者は、様式第2号による申請書に、省令別表第2の(い)の項及び(ろ)の項に掲げる図書及び別表に掲げる図書を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 法第3条第1項の認定又は法第4条第1項の変更の認定の申請に併せて、特例畜舎等以外に係る省令第48条第2項の規定による認定を受けようとする者は、当該申請に必要な図書のほか、省令別表第2の(い)の項及び(ろ)の項に掲げる図書（第4条の規定により省令別表第2から第8までの各項に掲げる図書を添付しない場合に限る。）及び別表に掲げる図書を添えて、知事に提出しなければならない。

### (申請の取下げ)

第6条 法第3条第1項の認定、法第4条第1項の変更の認定、法第6条第2項ただし書の規定による認定、法第10条第1項から第3項までの規定による認可又は省令第48条第2項の規定による認定の申請をした者は、当該申請を取り下げようとするときは、様式第3号による届出書を知事に提出しなければならない。

### (建築等又は利用の取りやめ)

第7条 認定計画実施者は、認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等又は利用を取りやめるときは、様式第4号による届出書を知事に提出しなければならない。

### (利用状況の報告)

第8条 省令第91条に規定する知事の定める日は、令和10年を初年とする同年以後の5年ごとの各年の1月31日とする。

### (書類の提出)

第9条 法、省令及びこの要綱により知事に提出する書類は、正本1部、副本3部とし、別に定めがある場合を除き、山形県農林水産部の畜産主務課に提出するものとする。

附 則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 別表

| 必要図書                  | 備考        |
|-----------------------|-----------|
| 1. 個人情報の取扱い合意書        | 様式第1号     |
| 2. 公図                 | みなし道路     |
| 3. 土地登記事項証明書          | みなし道路     |
| 4. 現場写真               |           |
| 5. 管理者の通路等の承諾書        | 任意様式      |
| 6. 道路（水路）の占有許可等の写し    | 必要な場合に添付  |
| 7. 他法令による協議書・許可書の写し   | 必要な場合に添付  |
| 8. セットバック部分の関係権利者の同意書 | 必要な場合に添付  |
| 9. その他必要な書類           | 個別に求める場合有 |

## 個人情報の取扱い合意書

年 月 日

山形県知事 殿

建築主 住所  
氏名又は名称及び法人に  
あつては代表者の氏名

私は、以下の「個人情報の取扱い」に記載された内容について合意いたします。

### 個人情報の取扱い

山形県は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律及び関係省令の遂行に際して得た個人情報について「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律及び関係省令の遂行のために利用します。

また、山形県は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律及び関係省令の遂行に際して得た個人情報を関係機関に必要最小限度内で提供する場合があります。

畜舎等の敷地と道路との関係の建築認定申請書

年 月 日

山形県知事 殿

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称  
申請者の連絡先  
代表者の氏名

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項の規定による認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1. 申請者の概要

- (1) 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名：
- (2) 住所又は主たる事務所の所在地：
- (3) 連絡先：

2. 設計者の概要

- (1) 資格： ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
- (2) 氏名：
- (3) 建築士事務所名： ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号
- (4) 所在地：
- (5) 連絡先：

3. 畜舎等及び畜舎等の敷地に関する事項

- (1) 工事施工地又は所在地
- (2) 区域、地域、地区又は街区：
- (3) 道路
  - ①幅員：
  - ②敷地と接している部分の長さ：
- (4) 敷地面積
  - ①敷地面積：
  - ②省令第45条に規定する畜舎等の建蔽率：
  - ③敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値：
- (5) 畜舎等の種類
  - 飼養施設 搾乳施設 集乳施設 堆肥舎

(6) 工事種類

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(7) 建築面積

①建築面積：(申請部分  m<sup>2</sup>) (申請以外の部分  m<sup>2</sup>) (合計  m<sup>2</sup>)

②建蔽率：

(8) 床面積：(申請部分  m<sup>2</sup>) (申請以外の部分  m<sup>2</sup>) (合計  m<sup>2</sup>)

(9) 申請に係る畜舎等の数：

(10) 工事着手予定年月日：

(11) 工事完了予定年月日：

(12) 備考

4. 畜舎等別の構造及び設備の概要

(1) 番号：

(2) 工事種類

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(3) 構造：造 一部 造

A構造畜舎等 B構造畜舎等

(4) 高さ： m

(5) 備考

## 取下げ届出書

年 月 日

山形県知事 殿

届出者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
届出者の氏名又は名称  
届出者の連絡先  
代表者の氏名

下記の申請を取り下げたいので、届け出ます。

### 記

1. 申請の種類

- 法第3条第1項の認定
- 法第4条第1項の変更の認定
- 法第6条第2項ただし書の規定による認定
- 法第10条第1項の認可
- 法第10条第2項の認可
- 法第10条第3項の認可
- 省令第48条第2項の規定による認定

2. 申請年月日：

3. 取下げの理由：

4. 備考：

## 取りやめ届出書

年 月 日

山形県知事 殿

届出者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
届出者の氏名又は名称  
届出者の連絡先  
代表者の氏名

認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等（利用）を取りやめたいので、届け出ます。

### 記

1. 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：
2. 取りやめの年月日
3. 取りやめの理由：
4. 備考：